

# 令和元年度（2019年度）くまもと県民発電所事業可能性調査支援事業補助金募集実施要領

## 1 目的

国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、県内でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が加速しているが、大規模発電事業の多くを県外企業に頼っている状況にある。

そこで、熊本県（以下「県」という。）では、県民や県内事業者が参画し、県内の豊かな自然エネルギーを生かした発電事業を行うことで、県民や地域がその利益（恵み）を享受できる仕組みを作り、地域の産業振興、地域の活性化及びエネルギーの創出を図る「くまもと県民発電所（以下「県民発電所」という。）構想」を推進しており、県民発電所の設置を前提とした新エネルギー導入の事業可能性調査を行う民間事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

## 2 補助金募集の内容

### (1) 事業名

くまもと県民発電所事業可能性調査支援事業

### (2) 補助対象事業

県内で実施される県民発電所を目指すものであって、次に掲げる新エネルギーの発電事業の実施に先立って行われる事業可能性調査

①小水力発電（発電出力1,000kW未満のものに限る。）

②温泉熱発電

③バイオマス発電（国内産燃料を用いるものに限る。）

④風力発電

### (3) 補助対象経費

民間事業者等が県民発電所事業を前提として行う補助対象の新エネルギー導入に係る事業可能性調査に要する以下の経費

①機器・設備費（事業可能性調査に必要な機器・設備の購入・借用及び外部施設等の利用に係る経費）

②委託費（調査、分析、報告、事業計画策定に要する経費）

③系統連系協議等の事務手続（電力会社との系統連系協議の申請費用その他の経費）

④調査等経費（旅費及び調査に必要な最低限の事務用品費）

⑤その他知事が必要と認める経費

### (4) 補助率及び補助金額

事業費 1 / 2 以内

補助限度額 1,500千円

### (5) 予算額

1,500千円

### (6) 補助予定件数

小水力発電、温泉熱発電、バイオマス発電又は風力発電のいずれか1件程度

### 3 スケジュール

- (1) 交付申請受付 令和元年(2019年)7月8日(月)  
～令和元年(2019年)9月6日(金)
- (2) ヒアリング審査 令和元年(2019年)9月中旬(予定)
- (3) 交付決定 令和元年(2019年)9月下旬(予定)

### 4 応募資格等

#### (1) 応募資格

本提案募集に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者又は次の各号のいずれにも該当する複数の企業等で構成する連合体とする。

なお、連合体の構成員は、単独応募者又は他の連合体の構成員となることはできない。

- ① 地場企業、県内で活動する民間団体（NPO 法人を含む。）、これらが主体となった県外企業との連合体等、熊本県内に事業等の拠点を置く事業主体
- ② 県民発電所構想を活用して新エネルギーの発電事業を実施しようと考えている事業主体（ただし、具体的な候補地案を有していること。）
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ④ 次の申立てがなされていない者
  - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法第17条の規定による更生手続の申立て
  - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑤ 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- ⑥ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者
- ⑦ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

#### (2) 失格事由

以下の事項に該当した場合、応募者は失格とする。

- ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 公序良俗に反する提案内容があった場合
- ③ 虚偽の提案内容があった場合
- ④ 応募資格を満たさなくなった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められた場合

### 5 交付申請受付

#### (1) 提出書類

次の書類のすべてを提出するものとする。＜提出部数：1部＞

- ①交付申請書（熊本県商工観光労働補助金等交付要項 別記第1号様式）
  - ②事業計画書（くまもと県民発電所事業可能性調査支援事業補助金要領 別記第1号様式）
  - ③収支予算書（くまもと県民発電所事業可能性調査支援事業補助金要領 別記第2号様式）
  - ④熊本県税に未納がないことの証明書
  - ⑤本要領4（1）の応募資格をすべて満たしている旨の誓約書（任意様式）
- (2) 受付期間  
令和元年(2019年)7月8日(月)～令和元年(2019年)9月6日(金)  
午後5時15分必着（ただし、土日祝は閉庁日のため受付を行いません。）
- (3) 提出先  
8 担当窓口とする。

## 6 事業主体の選考方法

「4 応募資格等」に記載する要件を満たすものについて、予定件数の範囲内で交付決定を行う。応募資格を満たす事業者が予定件数を超えた場合には、別途定める審査要領に基づき、応募者からヒアリングを実施した上で公正な審査を行い、点数の高い事業者から順位を決定する。

なお、選定した事業主体が応募資格を満たさなくなった場合又は事業を実施することを辞退した場合は、以降、次の順位の応募者を事業主体と決定する。

## 7 その他

- (1) 提案にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募は1点とし、複数の提案を行うことはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出により、今後の県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (4) やむを得ない理由により日程等に変更が生じた場合は、別途通知する。
- (5) 質問は、提出締切日まで受け付ける。応募者全員に関係する事柄については、熊本県ホームページにおいて、内容を公開する。

## 8 担当窓口

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課（泉）  
電話 096-333-2320 FAX 096-384-1760  
メール eneseisaku@pref.kumamoto.lg.jp